

(案)

都市におけるICT関連先進的技術を活用したスマートシティ実証業務 仕様書

下記に定める事項により、調査を行うものとする。

1. 業務名 都市におけるICT関連先進的技術を活用したスマートシティ実証業務

2. 業務の目的

我が国の都市は、災害の激甚化、人口減少や高齢化、厳しさを増す財政的制約等、様々な諸問題に直面している。一方、近年、人工知能(AI)・IoT等のICT関連先進的技術(以下「先進的技術等」という。)が急速に進展を遂げており、持続可能な都市の実現に向けたまちづくりにおいても幅広い分野での横断的な活用が期待されている中、これまでも、都市内の施設等において個別には活用が進んでいるところである。

しかしながら、その効果を都市全体に波及させるためには、個々の施設のみならず、それらを線的・面的に統合して、都市活動や都市機能を支える基盤となる都市インフラを中心として都市全体にわたって分野横断的に活用することが必要であり、都市機能の高度化・最適化、インフラ整備・管理や都市活動の生産性向上等による持続可能な都市の実現に資するスマートシティの推進及び全国展開の足掛かりとなる先導的モデルを示していくことが重要である。

こうした背景の下、本業務においては、公共・民間を含めた複数の施設・都市インフラ・サービスにおける先進的技術等の分野横断的な活用による都市生活の利便性向上、行政サービスの効率化等を目指し、民間事業者及び大学・研究機関等(以下「民間事業者等」という。)が有する先進的技術を、都市インフラをはじめとしたまちづくりの分野に取り入れた実証実験を官民協働で行い、その効果等について検証することを目的とする。

3. 業務内容

(1) 先進的技術等を効果的に活用した実証実験の実施

都市機能の高度化・最適化、インフラ整備・管理や都市活動の生産性向上等による持続可能な都市の実現に資する、次の①～⑤いずれかの分野に該当する先進的技術等を、都市インフラをはじめとしたまちづくり分野に効果的に活用した取組に係る実証実験を行う。(2つ以上の分野をまたぐ取組も可)

- ①都市生活の利便性向上に資する取組
- ②都市環境・生活環境の向上に資する取組
- ③都市経済活動の活性化に資する取組
- ④行政サービスの効率化に資する取組
- ⑤安心・安全なまちづくりに資する取組

(2) 実証実験による効果等の検証

(1)で行った実証実験における安全性、都市機能の高度化・最適化、インフラ整備・管理や都市活動の生産性向上等に係る効果及び今後の実用化や全国展開の方向性・課題等について検証を行う。

(3) 報告書とりまとめ

(1)～(2)について、報告書にとりまとめる。

(案)

4. 成果品

- ・報告書（A4版） 5部
- ・原稿（電子データ含む） 1式
- ・その他調査職員が指示するもの 1式

なお、成果品一式の著作権は、国土交通省に帰属するものとする。

5. 履行期間

契約締結の翌日から平成31年3月25日（月）まで

6. その他

本業務の実施にあたっては、国土交通省都市局市街地整備課と綿密な打合せを実施することとし、その指示によるものとする。

本仕様書に明記されていない事項については、監督職員の指示に従うこと。

暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査協力上必要な協力を行うこと。再委託の相手方等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- (4) 暴力団員による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。